

## 高齢者運転免許証自主返納支援事業

自分の運転に自信がなくなってきた・・・・



家族に運転が心配と言われた・・・・



運転免許証の自主返納を考えてみませんか？

### ○支援目的

運転免許証を自主的に返納した人に運転経歴証明書の交付に係る費用補助及び公共交通利用券等を補助することにより、運転に不安を持つ高齢者に対し自主返納を促し、もって高齢者の交通事故減少を図ることを目的とする。

### ○対象者（次の全ての条件を満たす人）

- ・市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されている人
- ・平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人
- ・自主返納時において満65歳以上の人



※有効期限が切れた運転免許証では自主返納はできませんのでご注意ください。

### ○内容



1. 運転経歴証明書の交付手数料の補助
2. 公共交通利用券等（①と②どちらか選択）の交付 ※1回限りの支援

①バス利用券10,000円分 ②タクシー券5,000円分

# 支援を受けるまでの流れ



## ① 警察で免許返納

・藤岡警察署、総合交通センターにおいて、運転免許証の全部返納申請をしてください。

【持ち物】運転免許証

このとき、「高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書兼請求書」を受け取ってください。

なお、交付手数料の補助は申請後、指定口座へお振込みになるため、当日は1,100円が必要になります。



## ② 市役所へ郵送

・「高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書兼請求書」に必要事項を記入のうえ、「運転免許の取消通知書」の写し、又は「運転経歴証明書」の写しを同封し、藤岡市役所地域安全課宛に郵送してください。

※交付申請は運転免許証を自主返納してから起算して3か月以内に提出してください。



## ③ 補助の決定

・申請書兼請求書を受理後、審査を行い、補助の決定を行います。

交付手数料は指定口座へお振込みとなり、公共交通利用券等は決定通知書と一緒にご自宅へ郵送となります。なお、審査は2週間を目途にさせていただきます。

## 公共交通利用券等の利用上の注意点

・「公共交通利用券等」を利用する際、「運転経歴証明書」、又は「免許取消通知書」をご提示ください。

・紛失等をした際、再発行はいたしませんので、注意してお取り扱いください。

・タクシー券、バス利用券をご利用の際、おつりは出ませんのでご注意ください。